



WebでEco! 地球環境保護にぜひご協力ください。

「WebでEco!」とは、地球環境保護のため、本冊子「ご契約のしおり(兼保険金請求方法のご案内)」、「ペット保険普通保険約款および特約」および「保険金請求書」の送付を省略させていただくことです。弊社ホームページから閲覧・ダウンロードができます。

ご協力いただける場合は、マイページの「WebでEco!」からご登録ください。次年度のご継続時より、送付を省略させていただきます。

※多頭契約の場合、契約ごとの登録が必要です。

保険金請求書類の送付先

●P28の(料金後納用紙)をコピーして定形封筒に貼付してください。

※料金後納用紙に印字された郵便番号と異なりますが、お客様ご自身で送料負担される場合は、こちらの番号を記載してください。

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F
アニコム損害保険株式会社 給付調査部 宛

お問い合わせ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ

あんしんサービスセンター

0800-888-8256 携帯電話・PHSからはこちらへ
03-6810-2314

受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

※ご利用のIP電話のご契約状況により、上記「0800」の番号にはつながらない場合があります。 ※サービス向上のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

■指定紛争解決機関 弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター **0570-022808** (ナビダイヤル) 受付時間：平日 9:15～17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



ホームページからお問い合わせ・ご質問を受付けております。

<http://www.anicom-sompo.co.jp/>

■引受保険会社

anicom
アニコム損害保険株式会社

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F

YK024-1108-00



ご契約のしおり(兼 保険金請求方法のご案内)

「ご契約のしおり」と「保険金請求方法のご案内」が一冊になりました！
お手元で保管し、ご契約後の手引きとしてご活用ください。



「ご契約のしおり(兼 保険金請求方法のご案内)」について

この冊子は、アニコム損保(以下、「弊社」)のペット保険(以下、「どうぶつ健保」)についての重要事項、「どうぶつ健保」の内容、ご契約時やご契約後にご注意いただきたいこと等、ぜひ知っていただきたい事柄のご説明と保険金請求についてのお手続き方法を記載しています。

また、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」もあわせてご一読の上、大切に保管いただきますようお願いします。

弊社の目指す「あんしん」とは

どうぶつは大切な家族。家族がケガや病気をしたら、できる限り世話をし、早く元気になってほしいと願うのは、誰もが同じ気持ちです。弊社は「どうぶつ健保」を通じて、ご契約者をはじめご家族の皆様にも一日も早く笑顔が戻ってほしい、と願っています。

家族の笑顔と健康の回復、そして何より豊かなどうぶつの暮らしこそ、弊社の目指す「あんしん」です。

anicom
アニコム損害保険株式会社

2011年8月改訂

ご契約のしおり (兼保険金請求方法のご案内)

目次

主な用語のご説明 P 1

第1章 ご契約のしおり

1 | ご契約に際して

1 個人情報の取扱いに関するご案内	P 3
2 代理店の役割	P 3
3 保険料控除	P 3
4 保険会社破綻時の取扱い	P 3

2 | 保険の特長と仕組み

1 取扱商品と概要について	P 4
2 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について)	P 4
3 契約条件について	P 4
4 ご契約者および被保険者	P 5
5 告知義務等	P 6
6 補償内容について	P 6
7 保険期間と保険責任	P 7
8 待機期間	P 8
9 主な特約とその概要	P 8
10 自動継続について	P 9

3 | 保険料について

1 保険料の払込方法	P 9
2 保険料の支払方法とスケジュール	P10
3 保険料の払込期日と猶予期間	P11
4 契約の解約と返還保険料	P12
5 契約の失効と返還保険料	P12
■Q&A(各種お手続きについて)	P13
■保険期間中の契約内容の変更・各種お手続きについて	P14

第2章 保険金請求について

1 保険金をお支払いする場合	P15
2 保険金をお支払いできない場合	P15
3 保険金請求手続きの流れ	P17
4 窓口での精算に関する注意事項	P18
5 窓口で精算できる場合のお手続き	P19
6 窓口で精算できない場合のお手続き	P21
7 保険金請求書ご記入時の注意点	P23
8 ペット賠償責任特約について	P25
■Q&A(保険金請求について)	P26
■保険金請求書(兼医療照会同意書)/ 料金後納用紙	P27
※コピーしてご利用ください。	
■手術用診断書 ※コピーしてご利用ください。	P29

主な用語のご説明

か行

記名被保険者

団体扱・集団扱契約において、記名被保険者は次の方とします。

- ①ご契約者 ②ご契約者の配偶者 ③ご契約者または配偶者の同居の親族 ④ご契約者または配偶者の別居の扶養親族

契約者

保険契約締結後、保険会社との間の契約上の様々な権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料のお支払い義務)を持つ約款上の「保険契約者」をいい、以下「契約者」といいます。

告知義務

申込書に📄が付された事項および告知書の記載事項については、ご契約に関する重要な告知事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの記載内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。「どうぶつ健保ふぁみりい」の初年度契約のみ該当します。

さ行

始期月

始期日が属する月をいい、以下「始期月」といいます。

始期日

保険期間の始期の属する日をいい、以下「始期日」といいます。

失効(死亡失効)

ご契約のどうぶつが死亡したときにご契約の効力が失われることをいいます。

傷病

ご契約のどうぶつが被った障害を約款上「傷病」といい、以下「ケガ・病気」といいます。

- (1)ケガ…どうぶつが急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害をいいます。(身体外部から有毒物質等を偶然かつ一時に吸入し、急激に生ずる中毒症状を含みますが、有毒物質を継続的に吸入した結果生ずる中毒症状、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒を含みません。)

- (2)病気…(1)のケガ以外をいいます。

主契約

約款のうち「ペット保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)」に記載されている契約内容をいいます。

手術(アニコム損保における手術の定義)

- (1)診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)
- (2)全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

診療明細書

診療を受けた動物病院において会計時に発行される、診療項目ごとの明細が記された書類をいいます。

保険金請求にあたり、診療明細書が発行されない動物病院で診療を受けた場合には、診療項目の内訳等を領収書やレシートに記入していただいでください。

た行

対応病院

「どうぶつ健保」対応病院をいいます。一部の例外を除いて病院の窓口で保険金の請求手続きをすることができます。窓口で精算できる場合、窓口で精算できない場合については、P17をご覧ください。

他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対して、支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

どうぶつ

保険の対象となる約款上の「家庭どうぶつ」をいい、以下「どうぶつ」といいます。弊社では、どうぶつは大切な“家族”であり単なる“ペット”ではないという思いから、法律上誤解を与えない限り「どうぶつ」と表記しています。

どうぶつ健康保険証

契約者名・被保険者名・どうぶつ名・どうぶつの生年月日・写真等の情報が記載された、弊社発行のカードをいいます。対応病院において保険金を窓口で請求する際には、このカードを窓口に提示していただくことにより、保険で支払われる金額以外の診療費等のお支払いとなるため、とても便利に保険制度をご利用いただけます。

特約

普通保険約款に記載されている補償内容をさらに充実させることや、保険料払込方法などについて特別なお約束をすることが目的で適用するものです。

は行

払込期日

保険料を払い込みいただくお約束の期日をいいます。

引受審査

どうぶつの健康状態によって、弊社が引受の可否や特別な条件を適用(特定傷病除外特約の適用)してお引受できるかを判断する行為をいいます。

被保険者

保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時に被保険者について指定がない場合は、ご契約者が被保険者となります。ただし、被保険者を指定された場合には、ご契約者が被保険者に含まれない場合がありますのでご注意ください。被保険者の範囲は普通保険約款およびペット賠償責任特約において次のように定められています。

保険証券等記載の被保険者(以下「本人」といいます。)のほか次の方が被保険者となります。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。

- ①本人の配偶者 ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

保険期間

保険証券・「どうぶつ健康保険証」等に記載された「保険期間」の始期日から満期日までをいいます。

保険金

約款で定められた支払事由に該当したときに、弊社から被保険者にお支払いするお金をことをいいます。

保険金請求書(兼医療照会同意書)

弊社に直接保険金請求をしていただく際にご提出いただく書類のひとつです。対応病院以外で診療を受けたとき、あるいは対応病院の窓口で保険金請求手続きができなかったときにご提出いただきます。詳しくは、P21をご覧ください。

保険証券

ご契約のどうぶつ、ご契約者、被保険者、支払限度額や保険期間などの契約内容を具体的に記載した書類をいいます。なお、弊社では保険契約の締結時の書面として、「ご契約内容のお知らせ」・「どうぶつ健康保険証」をお届けしています。また、マイページから「Web保険証券」の閲覧・ダウンロードができます。※保険証券の発行が必要な方は弊社までお申し出ください。

保険料

保険契約において、補償を受ける対価としてご契約者にお支払いいただくお金をことをいいます。

ま行

マイページ(ご契約者専用ページ)

弊社ホームページ上に契約ごとの「マイページ」をご用意しており、ご契約内容の確認、住所変更などができます。ログイン時には証券番号とパスワードが必要となります。

窓口精算

対応病院で診療を受けた際、被保険者が支払うべき診療費の額から保険金の額を除いた自己負担額を動物病院に支払うことによって、動物病院の窓口で保険金の請求手続きが完了することをいいます。窓口で精算された場合には、対応病院が弊社に保険金を請求します。窓口での精算が可能な条件は、①対応病院で診療を受けること ②窓口精算期間に「どうぶつ健康保険証」を病院の窓口で提示すること ③病院の窓口で保険契約の有効性が確認できること の3つが条件となります。詳しくは、P19をご覧ください。

満期日

保険期間の満期の属する日をいい、以下「満期日」といいます。

や行

約款

ご契約内容を具体的に記した条文を「保険約款」といいます。保険約款には、普通保険約款と特約があります。

有効性確認(保険契約の有効性確認)

保険契約の有効性確認とは、ご契約が有効であるか、また窓口での精算が可能な条件を満たしているかを対応病院が確認することをいいます。万が一、対応病院の窓口で保険契約の有効性が確認できない場合であっても、補償が途切れておらず支払事由に該当する場合には、後日弊社へ直接ご請求いただければ保険金をお支払いします。

1 | ご契約に際して

1 個人情報の取扱いに関するご案内

弊社およびアニコムグループ各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、以下(1)から(4)の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

(1) 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること

(2) 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の損害保険会社(少額短期保険業者を含みます。)または、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

(3) 弊社とアニコムグループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

(4) 再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

弊社およびアニコムグループ各社における個人情報の取扱い、アニコムグループ各社の範囲、アニコムグループ内における個人情報の管理責任者および各種商品やサービスの一覧などについての詳細は、弊社ホームページ(<http://www.anicom-sompo.co.jp/>)をご覧ください。

2 代理店の役割

(1)「保険契約の「媒介」と「代理」について

弊社の保険代理店は、弊社との代理店委託契約に基づき、弊社に代わってお客様との間で保険商品内容の説明や、保険契約の締結または媒介を行います。代理店には、保険契約の締結の「代理」権を有する代理店と、保険契約の締結の「媒介」を行う代理店とがあります。また、保険商品によっても代理店の役割が異なりますので、ご契約にあたり代理店の役割がご不明な場合は、弊社または弊社代理店までご確認ください。

(2)「媒介」について

代理店がお客様と弊社との間で保険契約の締結の媒介を行う場合は、お客様からの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに、保険契約が締結されたものとして有効に成立します。「どうぶつ健保ふぁみりい」の場合、代理店は保険契約の締結の「媒介」を行います。

(3)「代理」について

新規に保険契約をお申込みいただく場合、保険契約の締結代理権を有する代理店とご締結いただいた保険契約は、有効に成立したことになります。「どうぶつ健保べいびい」および「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」の場合は、代理店は弊社に代わって保険契約の締結を行います。

3 保険料控除

ペット保険「どうぶつ健保」は、保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

4 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社である弊社の経営が破綻した場合等には、保険金、返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このペット保険「どうぶつ健保」は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、万が一弊社が経営破綻した場合の保険金、返還保険料は原則として80%(経営破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%)補償されます。損害保険契約者保護機構についてご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

お問い合わせ先 損害保険契約者保護機構 TEL: 03-3255-1635 <http://www.sonpohogo.or.jp/>

2 | 保険の特長と仕組み

どの商品に契約しているかにつきましては、お手元の「ご契約内容のお知らせ」またはマイページでご確認いただけます。

1 取扱商品と概要について			
商品名	概要	対象どうぶつ	対 象 年 齢
「どうぶつ健保ふぁみりい」 初年度契約	犬・猫・鳥・うさぎ・フェレットの5種類を対象とし、代理店を通じて、または弊社に直接お申込み(郵送・オンライン加入)いただく商品です。	犬・猫 鳥・うさぎ フェレット	犬・猫…10歳11ヶ月まで 鳥・うさぎ・フェレット…7歳11ヶ月まで ※保険契約の始期日時点での満年齢
「どうぶつ健保べいびい」	ペットショップ等動物取扱業者からお迎えになったと同時に、満0歳の犬または猫を対象としてお申込みいただく商品です。	犬・猫	「べいびい」 ご契約の時点で満0歳
「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」	ペットショップ等動物取扱業者からお迎えになった犬または猫に対し、「どうぶつ健保すまいるべいびい」から引続き補償をご継続される方を対象とする商品です。	犬・猫	「すまいるべいびい」 ご契約の時点で満0歳
「どうぶつ健保ふぁみりい」 継続契約	「どうぶつ健保」を引き続きご継続される方を対象とした商品です。	犬・猫 鳥・うさぎ フェレット	終身ご継続いただけます。

2 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について)

以下の契約がクーリングオフ制度の対象となります。

- 「どうぶつ健保ふぁみりい」初年度契約 ※継続契約は対象とはなりませんのでご注意ください。
- 「どうぶつ健保べいびい」

- 弊社ではクーリングオフのお手続きを次のとおり受付けております。
- ① お手続期間：「お客様が契約を申込みれた日」または「締結前交付書面としての重要事項説明書を受領された日」のいずれか遅い日を起算日として、8日以内であればクーリングオフを行うことができます。
 - ② クーリングオフされる場合は、はがきに次の必要事項をご記入の上、上記期間内(8日以内の消印有効)に必ず郵便にてご通知ください。なお、ご契約を申込みれた代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
【記入必要事項】
 - ご契約をクーリングオフする旨の記載
 - ご契約を申込みれた方の住所、氏名、捺印もしくはフルネームサイン、電話番号
 - ご契約を申込みれた年月日
 - ご契約を申込みれた保険の内容
 - ご契約を申込みれた弊社代理店名 a.証券番号 b.ご契約を申込みれたどうぶつの種類および犬または猫の場合は品種【送付先】〒161-8546 東京都新宿区下落合 1-5-22 アリミノビル 2F
アニコム損害保険株式会社 業務管理部 事務サービス課 クーリングオフ係 行
 - ③ 保険料の返還：クーリングオフされた場合は、既にお支払いになった保険料をお客様に返還いたします。また、弊社および弊社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

 クーリングオフのお申し出時点で、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにお申し出された場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

3 契約条件について

(1)「どうぶつ健保ふぁみりい」初年度契約

- ① お申込みいただけるどうぶつは、犬・猫・鳥・うさぎ・フェレットの5種類です。
 - ※家庭で飼養されている愛がん動物または伴侶動物、身体障害者補助犬法に定める盲導犬・介助犬および聴導犬が対象となります。
 - ※事業用(繁殖用・興行用・闘争用・狩猟用等)の動物はご契約の対象とはなりません。

- ②新規ご契約の対象年齢(保険契約の始期日時点での満年齢)
犬・猫は10歳11ヶ月、鳥・うさぎ・フェレットは7歳11ヶ月までです。
- ③その他の条件

原則として健康体であることが条件です。

ただし、治療中のケガ・病気等がある場合でも、「そのケガ・病気は保険の対象外」とする条件(特定傷病除外特約)をつけてお引受ができる場合があります。なお、以下の病気に罹患している、または罹患している疑いがある場合には、契約のお引受自体ができませんのであらかじめご了承ください。また、以下の病気以外でもケガ・病気等の履歴によりお引受ができない場合があります。(審査結果の内容について開示することはできません。)

- ①悪性腫瘍 ②慢性腎不全 ③糖尿病 ④肝硬変(肝繊維症) ⑤副腎皮質機能低下症(アジソン病) ⑥副腎皮質機能亢進症(クッシング症候群) ⑦甲状腺疾患 ⑧免疫介在性血小板減少症 ⑨免疫介在性溶血性貧血 ⑩巨大結腸症 ⑪巨大食道症(食道拡張症) ⑫睪外分泌不全 ⑬猫伝染性腹膜炎 ⑭猫白血病ウイルス感染症

(2)「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

この保険の対象となるどうぶつは、ペットショップ等動物取扱業者からお迎えになった犬または猫です。※お迎え時点での年齢が満0歳に限りです。

4 ご契約者および被保険者

次のとおりとなりますので、ご確認ください。

(1)「どうぶつ健保ふぁみりい(団体扱・集団扱を除く)」「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

ご契約者	ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、未成年の方(既婚の方を除きます。)の場合は弊社までお問い合わせください。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時に被保険者について指定がない場合は、ご契約者が被保険者となります。ただし、被保険者を指定された場合には、ご契約者が被保険者に含まれない場合がありますので、ご注意ください。保険証券等記載の被保険者(以下、「本人」といいます。)のほか次の方が被保険者となります。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。 ・本人の配偶者 ・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(2)「どうぶつ健保ふぁみりい」団体扱・集団扱

ご契約者	ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、団体扱特約または集団扱特約を適用してご契約いただけるのは、お勤め先等の団体や集団と弊社との間で「保険料集金に関する契約書」を交わしている場合で、かつ、ご契約者が以下の範囲に該当する場合に限られます。詳しくは弊社までお問い合わせください。また、未成年の方(既婚の方を除きます。)の場合も弊社までお問い合わせください。 (1)団体扱によるご契約が可能であるご契約者の範囲 企業等の団体に勤務し、毎月給与の支払いを受けている方を原則としますが、団体によっては、系列会社の社員の方および団体の退職者の方も団体扱の対象とすることができます。お勤め先が系列会社に含まれるか否か等は、代理店または弊社にご確認の上お申し込みください。 (2)集団扱によるご契約が可能であるご契約者の範囲 ①集団の構成員の方 ②集団の構成員の役職員の方 なお、集団ご自身および集団の役職員の方につきましても、集団扱の対象とすることができます。詳しくは、代理店または弊社にご確認の上お申し込みください。
記名被保険者	申込書の記名被保険者欄に名前のある方をいい、次の方が記名被保険者となります。 ①ご契約者 ②ご契約者の配偶者 ③ご契約者または配偶者の同居の親族 ④ご契約者または配偶者の別居の扶養親族
被保険者	保険の補償を受けられる方をいい、上記の記名被保険者に加え、次の方が被保険者となります。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。 ①記名被保険者の配偶者 ②記名被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③記名被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

5 告知義務等

「どうぶつ健保ふぁみりい」初年度契約のみ該当します。

(1)告知義務について

ご契約者には「どうぶつ健保ふぁみりい」初年度契約時に、弊社が告知を求めた次の事項に事実を正確に告げていただく義務があります。これらの告知事項が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがあります。

- ご契約のどうぶつの種類、品種、体重(混血犬(ミックス犬)の場合)、保険契約の始期日時点での満年齢
- ご契約のどうぶつの過去のケガ・病気の履歴および現在の健康状態(健康状態などにより、特定のケガ・病気をお支払いの対象としない条件(特定傷病除外特約)でお引受できる場合や、お引受できない場合があります。)
- 他のペット保険契約などの有無

保険制度は、多数の人々が保険料を出し合って相互扶助する制度です。したがって、初めから健康状態が悪い場合などについても無条件にお引受をすると、ご契約者間の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、弊社が申込書および告知書でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお申し出ください。

(2)告知方法

申込書および告知書で弊社に告知していただきます。申込書および告知書は、ご契約者本人が正確に記載の上、ご署名をしてください。なお、オンライン加入の場合は、お申込み時の告知事項への入力により弊社に告知していただきます。

6 補償内容について

この保険は、ご契約のどうぶつが、ケガ・病気によって診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費のうち、保険の対象となる診療費に支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、下表のとおり通院・入院・手術といった診療形態ごとの1日(1回)あたりの支払限度額を上限とします。

- 

●支払割合の変更は、継続時に限り行うことができますが、保険期間の途中では変更できません。

●同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。

●入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日であれば入院3日となります。

●手術は通院もしくは入院がセットとなり、それぞれ下記支払限度額が適用されます。➡例えば、2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。※保険金請求額が通院もしくは入院の支払限度額を超えない場合は、手術回数は適用しません。

●同一原因による2回目以降の手術は、獣医学上止むを得ない場合に限りお支払対象となります。

(1)「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

	支払割合 90% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 50% 支払限度額と限度日数(回数)
通院	1日あたり最高 18,000円 まで	1日あたり最高 14,000円 まで	1日あたり最高 10,000円 まで
入院	※1年間にご利用できる日数は 無制限 です。	※1年間にご利用できる日数は 無制限 です。	※1年間にご利用できる日数は 無制限 です。
手術	1回あたり最高 180,000円 まで ※1年間にご利用できる回数は 2回まで です。	1回あたり最高 140,000円 まで ※1年間にご利用できる回数は 2回まで です。	1回あたり最高 100,000円 まで ※1年間にご利用できる回数は 2回まで です。

(2)「どうぶつ健保べいびい」

①最初の1ヶ月間

保険契約の始期日から最初の1ヶ月間は、支払割合100%。ただし、限度は右記のとおり。

※この期間のみ、時間外診療費および往診料も**保険の対象**となります。

	支払割合 100% 支払限度額と限度日数(回数)
通院	1日あたり最高 20,000円 まで
入院	※1ヶ月間にご利用できる日数は 無制限 です。
手術	1回あたり最高 200,000円 まで ※1ヶ月間にご利用できる回数は 2回まで です。

②以降11ヶ月間

以降11ヶ月間の支払割合、限度は以下のとおり。

	支払割合 90% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 50% 支払限度額と限度日数(回数)
通院	1日あたり最高 18,000円 まで	1日あたり最高 14,000円 まで	1日あたり最高 10,000円 まで
入院	※11ヶ月間にご利用できる日数は 無制限 です。	※11ヶ月間にご利用できる日数は 無制限 です。	※11ヶ月間にご利用できる日数は 無制限 です。
手術	1回あたり最高 180,000円 まで	1回あたり最高 140,000円 まで	1回あたり最高 100,000円 まで
	※11ヶ月間にご利用できる回数は 2回まで です。	※11ヶ月間にご利用できる回数は 2回まで です。	※11ヶ月間にご利用できる回数は 2回まで です。

※この期間は、時間外診療費および住診料は**保険の対象外**となります。



保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、P15 第2章 保険金請求について「保険金をお支払いできない場合」をご覧ください。

7 保険期間と保険責任

(1)「どうぶつ健保ふぁみりい」

保険期間は1年間となり、初年度契約における保険責任の始期および満期につきましては、お申込方法により次のとおりとなります。

①郵送でのお申込みの場合

始 期	毎月25日までに申込書が弊社に到着した場合は、その翌々月1日*の0時
満 期	始期日の1年後の応当日前日24時 ただし、応当日がない場合は、その月の末日の24時

*必要書類に不備がある等、弊社が契約の引受に関する審査を終了することができない場合は、契約の始期日を繰延べすることがあります。その繰延べにより保険契約の始期日におけるどうぶつの年齢が変わる場合は、その変わった年齢による保険料を適用します。その際は弊社からの通知等により、変更後の保険期間や保険料等をお知らせします。

②オンライン加入の場合

保険期間は1年間となり、保険責任はお申込手続きが完了し、クレジットカードにより所定の保険料をお支払いいただいた日の翌日0時を始期とし、始期日の1年後の応当日前日24時を満期とします。

③団体扱・集団扱契約における保険期間と保険責任

保険期間は1年間となり、保険責任の始期および満期につきましては、次のとおりとなります。

始 期	告知書の告知欄①から告知欄③において告知内容のすべてが「いいえ」である場合	申込日の翌日0時より保険責任が発生します。
	告知書の告知欄②から告知欄③において告知内容に1つでも「はい」がある場合	弊社における契約引受に関する審査(引受審査)が終了した日の、翌日0時より保険責任が発生します。
	「どうぶつ健保ふぁみりい」等を既にご契約いただいており、その継続契約として申込みをいただいた場合	既にご契約いただいている契約の満期日の翌日0時より、継続契約の保険責任が発生します。
満 期	始期日の1年後の応当日前日の24時 ただし、応当日がない場合は、その月の末日の24時	



保険期間が始まった後でも、被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常の原因が生じた時が保険料領収前である場合は、保険料の払い込みに関する特約を適用したときを除いて、保険金をお支払いできません。ただし、団体扱・集団扱契約の場合で「保険料集金に関する契約書」に定めるところにより、お勤め先等の団体や集団を経て保険料が払い込まれる場合についてはこの限りではありません。

(2)「どうぶつ健保べいびい」

保険期間は1年間となり、保険責任は保険契約締結後どうぶつのお引渡し時を始期とし、始期日の1年後の応当日前日24時を満期とします。

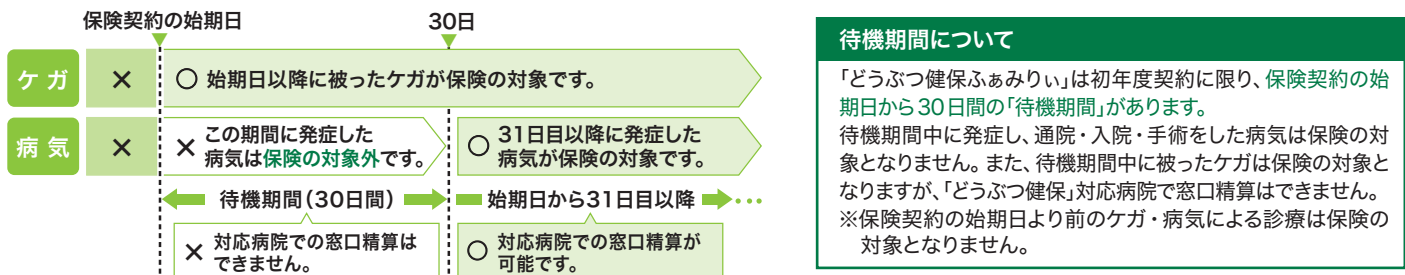
(3)「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

保険期間は1年間となり、保険責任は「すまいるべいびい」の満期日の翌日0時を始期とし、始期日の1年後の応当日前日24時を満期とします。

「どうぶつ健保べいびい」および「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」のいずれについても、お引渡し時より前にペットショップ等の店内等で既に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常あるいは、発生していた賠償責任事故に対しては、保険金をお支払いできません。また、保険期間が始まった後であっても、代理店または弊社が保険料を領収する前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常あるいは、発生していた賠償責任事故に対しては、保険金をお支払いできません。

8 待機期間

「どうぶつ健保ふぁみりい」の初年度契約(次年度以降の継続契約を含みません。)に限り、病気が保険の対象とならない以下の待機期間があります。



9 主な特約とその概要

ご契約により適用される特約が異なりますので、「ご契約内容のお知らせ」等でご確認ください。

特 約 名	特 約 の 概 要
-------	-----------

【すべてのご契約に適用される特約】

継続契約特約	お申し出がない限り満期後は自動継続とさせていただきます。なお、継続を希望されない場合には、満期日の翌日が属する月の3ヶ月前の末日までに必ずお申し出ください。
--------	--

【ご契約により適用される特約】

ペット賠償責任特約	別に定める特約保険料をお支払いいただくことにより適用されます。ご契約のどうぶつが起こした噛みつき、引っかき等の加害事故によって、他人の身体や財物に損害を与え、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、1事故につき保険証券等記載の支払限度額の範囲内で補償します。 ●1事故につき、3,000円を自己負担額とします。 ●保険金をお支払いできない主な場合 ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・どうぶつを使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 など
初回保険料払特約	あらかじめ保険料を口座振替等の方法により払い込む場合に適用されます。
分割払特約	保険料を保険証券等記載の回数および金額に分割して払い込む場合に適用されます。
クレジットカード払特約	保険料の支払いがクレジットカードによる場合に適用されます。
通信販売特約	通信手段(おもに郵送・情報処理機器等)の利用により保険の内容を理解し、その利用によって保険契約を締結する場合に適用されます。
特定傷病除外特約	保険証券等に記載の特定のケガおよび病気・先天性異常に関する診療費を、保険金の支払いの対象としない場合に適用されます。
待機期間補償特約	動物取扱業者で満0歳の犬または猫を購入と同時に保険契約を締結した場合(「どうぶつ健保べいびい」に限ります。)は、待機期間(始期日から30日間をいい、その間に発症した病気は保険金の支払いの対象となりません。)が適用されません。
団体扱特約(給与引去方式)	集金契約に基づいて、お勤め先等の「団体」が保険料を給与引去により集金する場合に適用されます。
団体扱特約(口座振替方式)	集金契約に基づいて、お勤め先等の「団体」が保険料を口座振替により集金する場合に適用されます。
集団扱特約	集金契約に基づいて、「集団」が保険料を口座振替により集金する場合に適用されます。

※詳しい特約の内容については、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。

10 自動継続について

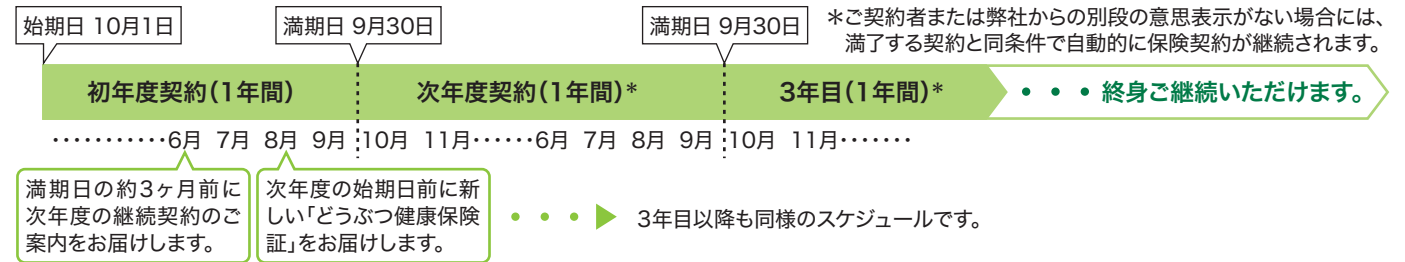
弊社の商品は、すべてのご契約に対し「継続契約特約」を適用してお引受をさせていただいておりますので、お申し出がない限り満期後は、原則「自動継続」となります。

自動継続とは

ペット賠償責任特約適用の有無、支払方法(口座情報など)および払込方法(年払・月払)、適用割引、支払割合を前年と同条件で引受させていただくことです。
※ただし、「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」において、ペットショップ等動物取扱業者で契約された際に保険料のお支払いに関する情報等が弊社にあらかじめ通知されていない場合は、自動継続扱いのご案内はいたしかねます。その場合、継続契約のお手続きが必要となりますのでご了承ください。
※「どうぶつ健保べいびい」の場合は、初年度の2ヶ月目以降の支払割合にて継続となります。

- 継続契約についてのご案内は満期日の翌日が属する月の3ヶ月前の末日までにお届けしますので、支払割合の変更等をご希望される場合や継続を希望されない場合はその際に必ずお申し出が必要です。
- 基本保険料は、どうぶつの年齢が上がること等により、ご継続の時点で毎年変更(鳥の基本保険料のみ一律)となります。
※21歳以降は20歳の基本保険料となります。
- ご継続の場合、基本保険料の5%を割引します。
- 始期日時点での年齢が満0歳の混血犬(ミックス犬)は、継続契約についてのご案内の前に体重確認をさせていただき、その申告体重に基づき次年度の保険料をご案内します。
- 多頭割引については、継続手続きの際に改めて契約頭数を確認の上、適用します。
- 自動継続ができない場合や、商品改定により保険料、補償内容などが変更となる場合がありますのでご了承ください。
- 継続契約においては健康状態についての告知は不要です。

〔スケジュール例〕10月1日が始期日の場合



(1) ご継続される場合

- ① 現在のご契約内容に変更がない方(口座情報、支払割合の変更等)
……お手続きは不要です。ご返送等いただく、満了する契約と同条件で自動的に保険契約が継続されます。
- ② 現在のご契約内容に変更がある場合
……継続契約申込書に変更内容を記入の上、お手続き期日までに弊社へご返送いただきます。なお、変更内容によっては、「マイページ」からもお手続きができます。

(2) ご継続されない場合……お手続き期日までに、次のいずれかのお手続きが必要です。

- ① 「マイページ」からお手続き
- ② 継続契約申込書の「継続しない」欄に○印をつけ、ご署名の上ご返送ください。

3 保険料について

1 保険料の払込方法

払込方法は、保険料の全額を1回で払い込む「年払」と12分割して払い込む「月払」があります。

※月払の基本保険料は、年払の基本保険料に対し、10%割増を適用し12分割したものです。(10円未満四捨五入)

ただし、「どうぶつ健保ふぁみりい」団体扱・集団扱契約の場合は分割割増は適用されません。

2 保険料の支払方法とスケジュール

(1) 「どうぶつ健保ふぁみりい」初年度契約

- ① 郵送でのお申込みの場合 保険料の支払方法は、クレジットカードか口座振替でのお支払いとなります。(現金はお取扱いしておりません。)
 - 口座振替払……12日(銀行等が休業日の場合は翌営業日)が振替日となります。
 - クレジットカード払……1日ご利用日となります。(カードの種類により前後する場合があります。)
銀行等からのお引去日につきましては、カード会社により異なりますので発行元カード会社へお問い合わせください。保険契約の始期月に保険料を引落としします。月払は、始期月に12分割した2回分の保険料をお支払いいただき、翌月以降10ヶ月間は1回分ずつの保険料を順月でお支払いいただきます。

〔例〕10月1日が 始期日の場合		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	年払	$\frac{1}{1}$	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	月払	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	—

- ② オンライン加入の場合 保険料の支払方法は、クレジットカードでのお支払いとなります。

- 初回保険料……始期日前日がご利用日となります。
- 月払の第2回目以降の保険料……始期日翌月以降、1日ご利用日となります。
ただし、始期日が月の後半である場合など、始期月の翌月に第2回目保険料をご請求できなかった場合には、下表のとおり始期月の翌々月に2回分の保険料をご請求させていただきますのであらかじめご了承ください。

〔例〕10月29日が 始期日の場合		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	月払	$\frac{2}{12}$	—	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	—

- ③ 団体扱・集団扱契約

- 団体扱契約……お勤め先等による給与引去または口座振替でのお支払いとなります。
- 集団扱契約……口座振替でのお支払いとなります。

保険契約の始期月の翌々月より給与引去または口座振替が開始となります。

〔例〕10月1日が 始期日の場合		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	年払	—	—	$\frac{1}{1}$	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	月払	—	—	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

(2) 「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

- ① 年払の場合 保険料の全額を1回で払い込みいただきます。保険料の支払方法は、クレジットカードまたは現金・デビットカードによる即時引落としとなります。※現金・デビットカードをお取扱いできない場合もあります。
- ② 月払の場合 初回保険料……お申込当日に12分割した2回分をお支払いいただきます。※保険料の支払方法はクレジットカードとなります。第2回目以降保険料……保険契約の始期月の翌月以降10ヶ月間は、1回分ずつの保険料を順月でお支払いいただきます。なお、第2回目以降の保険料の払い込みにつきましては、クレジットカードのご利用日は毎月1日となります。

- 「どうぶつ健保べいびい」

〔例〕10月1日が 始期日の場合		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	月払	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	—

ただし、お引渡し日(始期日)が月の後半である場合など、始期月の翌月に第2回目保険料をご請求できなかった場合には、下表のとおり始期月の翌々月に2回分の保険料をご請求させていただきますのであらかじめご了承ください。

〔例〕10月29日が 始期日の場合		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	月払	$\frac{2}{12}$	—	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	—

●「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

(例)9月1日申込日 10月1日始期日の場合	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	月払 2 12	—	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	—



「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」のお申込日が、すまいるぺいびいの始期日(お引渡日)より後である等の理由により、上記スケジュールとは異なる場合があります。この場合は別途、お支払いに関するご案内をお送りしますのでご確認ください。

(3)継続契約

始期月前月に口座振替等により保険料を引落とします。月払は、始期月前月から順月で12分割した保険料の1回分ずつをお支払いいただきます。

(例)10月1日が始期日の場合	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	年払 1 1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	月払 1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	—



保険料のお支払いが遅れた場合

万が一、スケジュールどおり保険料をお支払いいただけない場合は、保険料のお支払い前にどうぶつが被ったケガ・病気による診療費に対し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

3 保険料の払込期日と猶予期間

(1)「どうぶつ健保ふぁみりい」

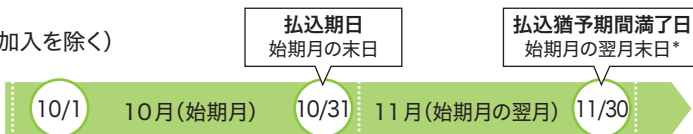
① 初回保険料および第2回目以降の月払保険料の払込期日と払込猶予期間満了日は、以下のとおりです。

払込猶予期間内に所定の保険料が払い込まれない場合には、ご契約が解除され保険金が支払われませんのでご注意ください。

なお未払いが発生した場合、下表の払込期日または払込猶予期間満了日までに保険料をお支払いいただいても、弊社で入金の確認ができるまでの間、「どうぶつ健保」対応病院での窓口精算を含む保険金のお支払いができませんのでご了承ください。

- 初回保険料
 - ・初年度契約(オンライン加入を除く)
 - ・継続契約

(例)10/1 始期日の場合

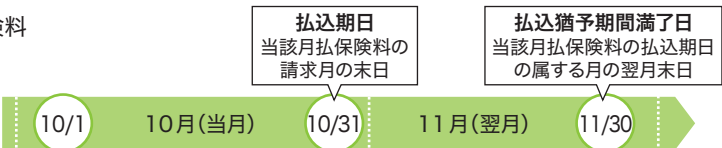


*初回保険料払込猶予期間満了日について

- ご契約者に故意または重大な過失がなかったと弊社が認める場合は、始期月の翌々月末日とします。
- オンライン加入に限り、初回保険料未払いの場合は払込猶予期間がありませんので、契約は成立しません。

- 第2回目以降の月払保険料

(例)10月の保険料が
未払いの場合



弊社において保険料の入金結果確認可能となる時期の目安

- 口座振替
・・・毎月20日頃
- クレジットカード
・・・毎月10日頃
- コンビニエンスストア「専用払込票」(未払い等が発生した場合のお取扱い)
・・・店頭で払い込んだ日から3営業日後

【保険料未払いの場合のお取扱い】

ご契約年度や、保険料の支払方法、払込回数により、未払いの場合のお取扱いが異なります。保険料の払い込みが弊社で確認できない場合は、状況に応じてコンビニエンスストアでの「専用払込票」や「保険料再請求のご案内」等をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

- ② 団体扱・集団扱契約

保険証券等でご確認いただいた上で、払込期日までに保険料をお支払いください。なお、払込期日は次のとおりです。

保険料の支払方法	年払保険料および初回の月払保険料の払込期日	第2回目以降の月払保険料の払込期日
給与引去 (団体扱契約)	保険契約締結後、団体が保険料控除手続きを行い得る最初の給与支払日 ※ご契約者が直接弊社に払い込む場合は、保険契約締結の時とします。	左記の給与支払日が属する月の翌月以降毎月の給与支払日
口座振替 (団体扱・集団扱契約)	保険契約締結後、団体または集団が保険料の口座振替を行い得る最初の口座振替日 ※ご契約者が直接弊社に払い込む場合は、保険契約締結の時とします。	左記の払込期日が属する月の翌月以降毎月の口座振替日

【団体扱・集団扱特約が失効した場合の未払込保険料】

団体扱特約または集団扱特約が適用された契約において、以下の理由等により団体扱特約または集団扱特約が失効することがあります。この場合は、保険料全額から既に払い込まれた月払保険料の全額を差し引いた未払込保険料の全額を、未払込保険料の払込猶予期日まで、にお勤め先等の団体や集団を経ずに一括して弊社にお支払いください。

団体扱契約	退職等によりご契約者が団体の役職員でなくなった場合
集団扱契約	ご契約者が集団の構成員でなくなった場合
団体扱契約・集団扱契約 共通	お勤め先等の団体や集団と弊社の間で交わしている「保険料集金に関する契約書」に定められたご契約者の人数に不足する場合

(2)「どうぶつ健保ぺいびい」「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

第2回目月払保険料の払込期日は、始期月の翌月末日であり、以降毎月末日となります。この期日までに保険料をお支払いください。

【保険料未払いの場合の取扱い】

ご契約年度や、保険料の支払方法、払込回数により、未払いの場合のお取扱いが異なります。保険料の払い込みが弊社で確認できない場合は、状況に応じてコンビニエンスストアでの「専用払込票」や「保険料再請求のご案内」等をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

4 契約の解約と返還保険料

ご契約者の意思による解約(任意解約)

ご契約を解約される場合は弊社までお申し出ください。解約の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料＝年払保険料×未経過期間に対応する日割
月 払	未経過期間に対応する分の月払保険料は請求いたしません。ただし、既経過期間に対応する月払保険料のうち、払い込みをいただいていない保険料がある場合は、その分の請求をいたします。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、解約された月の翌月以降も引落としが発生することがありますのでご注意ください。



一旦、この保険契約を解約された後に同じどうぶつについて新たに弊社のペット保険にお申込みいただく際には、どうぶつの健康状態によっては新たにご契約いただくことができない場合、あるいは特定のケガ・病気が保険の対象外となる場合があります。また、新規契約扱いとなりますので、病気が保険の対象とならない待機期間が適用されます。(次年度以降の継続契約には適用されません。)

5 契約の失効と返還保険料

ご契約のどうぶつが死亡した場合は、保険契約は失効となりますので、弊社までお申し出ください。この場合の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料＝年払保険料×未経過期間に対応する日割
月 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料＝既払込保険料－(月払保険料×12)×既経過期間に対応する日割

- 契約内容および失効の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、失効された月の翌月以降も引落としが発生することがありますのでご注意ください。

お手続きには、客観的にどうぶつの死亡が確認できる書類(例：死亡診断書、火葬・葬儀の領収書等のコピー)が必要となる場合があります。書類での確認が取れない場合には、任意解約扱いとなりますのでご了承ください。

■Q&A (各種お手続きについて)

Q1 引越しました。住所や電話番号を変更したいのですが。

A マイページにてお手続きができます。
また、あんしんサービスセンターにお電話いただければオペレーターが住所変更のお手続きを承ります。住所変更手続きをしていただけない場合、各種ご案内が届かなくなり、ご契約者にご迷惑をおかけする場合がありますので忘れずにご連絡ください。

Q2 改姓しました。どのような手続きが必要ですか？

A マイページにてお手続きができます。
なお、以下(「どうぶつ健保ふぁみりい」団体扱・集団扱を除く)のお手続きを伴う場合には、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。お手続き方法をご案内します。
●保険料振替口座等の変更手続き
●ご契約のどうぶつの譲渡手続き

Q3 契約内容や保険金受取実績などを知りたいのですが。

A マイページにてWeb保険証券*の閲覧・ダウンロード、保険料払込状況(「どうぶつ健保ふぁみりい」に限ります。(ただし、団体扱・集団扱契約を除きます。))および保険金受取実績などの確認をすることができます。
また、保険金請求手続き状況の確認機能を新たに追加しましたのでぜひご利用ください。
あんしんサービスセンターでもご契約内容の案内をさせていただきます。
*Web保険証券とは、ご契約内容がすべて確認できる書類です。

Q4 契約した後に、途中で支払割合は変更できますか？

A 申し訳ございませんが、支払割合は保険期間の途中では変更ができません。継続のご案内の際にお申し出ください。



ご契約者からいただく「よくあるご質問」への回答は、弊社ホームページでもご覧いただけます。
<http://faq.anicom-sompo.co.jp>

Q5 保険料振替口座を変更したいのですが。

A 必要書類をお送りしますのであんしんサービスセンターまでご連絡ください。なお口座振替をご希望の場合、弊社に必要書類をご提出いただいてから銀行等での登録まで1ヶ月～2ヶ月程かかりますので、あらかじめご了承ください。
また保険契約期間中でのお支払方法の変更(口座振替からクレジットカード、またはその逆)はできませんのでご注意ください。クレジットカードの紛失等の場合で、それまでのお支払方法が継続できない場合は、未払込保険料のお支払方法について手続きをご案内しますのでご連絡ください。

Q6 どうぶつを譲渡することになりました。何か手続きが必要ですか？

A ご契約者本人よりあんしんサービスセンターまでご連絡ください。ご契約の継続を希望される場合、されない場合に応じて手続方法(書類)をご案内します。
(1)ご契約の継続を希望の場合
保険契約の承継(譲渡)になりますので、現在のご契約者(譲渡される方)と今後のご契約者(譲受人)連名でお手続きをしていただきます。なお未払込保険料につきましては、現在のご契約者に対し一括でご請求させていただきます。
(2)ご契約の継続を希望されない場合
解約のお手続きになります。

Q7 どうぶつが死亡しました。

A お亡くなりになってから1ヶ月間は、マイページまたは書面での手続きとなりますが、1ヶ月を経過している場合は書面のみとなり、客観的にどうぶつの死亡が確認できる書類(死亡診断書、火葬の領収書等のコピー)が必要となります。書面での手続きの場合は、必要書類をお送りしますので、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。
なお、死亡確認の書類をご提出いただけない場合は、任意解約扱いとなりますのでご了承ください。
詳しくは、P12「**5** 契約の失効と返還保険料」をご覧ください。

■保険期間中のご契約内容の変更・各種お手続きについて

事前にご確認ください。



主なお手続きの種類

電話受付によるお手続きが必要なもの

- 「どうぶつ健康保険証」の再発行

書面によるお手続きが必要なもの

- 保険契約の継承(譲渡)
- 保険料振替口座やクレジットカードの変更
- ご契約者の死亡

電話受付あるいはマイページからお手続きが必要なもの

- ご契約者の住所・電話番号・メールアドレスの変更
- ご契約者の改姓
- 保険金請求書(兼医療照会同意書)発行
- どうぶつの死亡 ●保険契約の解約 など

あんしんサービスセンターまでご連絡ください。

マイページが便利です！

マイページについて 弊社ではホームページ上に、契約ごとの「マイページ」をご用意しています。ぜひご利用ください。



パソコンからできること

<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>



携帯サイトからできること

<http://m.anicom-s.jp/user/>

ご契約内容のお手続き

- ご契約者情報(住所・電話番号・メールアドレスの変更、改姓等)
- パスワードの変更・再発行
- 「どうぶつ健康保険証」のお写真変更
- どうぶつの死亡
- 保険契約の解約
- 「WebでEco!」のご登録

ご契約状況の確認

- ご契約内容の照会
- 保険料払込状況の確認
「どうぶつ健保ふぁみりい」に限ります。(ただし、団体扱・集団扱契約を除きます。)お支払いいただいた保険料の入金日等がご確認いただけます。
- 保険金等受取実績の確認
「どうぶつ健保」対応病院の窓口でご精算いただいた保険金や、弊社へ直接ご請求いただいた保険金のお受取状況の詳細がご確認いただけます。
- 保険金請求手続き状況の確認 **New!**
保険金の請求受付からお支払いまでの進捗状況をご確認いただけます。



メールアドレスをぜひご登録ください！

弊社では、メール配信サービスを行なっています。
まだ登録がお済みでない方はぜひご登録ください。

Web保険証券*の閲覧・ダウンロード

*ご契約内容がすべて確認できる書類です。

各種お手続書類のダウンロード

- 保険金請求書(兼医療照会同意書)
- 手術用診断書
※「どうぶつ健保」対応病院以外で手術を受ける場合に必要となります。
- 料金後納用紙
直接弊社へ保険金をご請求いただく場合にご利用ください。

ご契約内容のお手続き

- ご契約者情報(住所・電話番号・メールアドレスの変更、改姓等)
- パスワードの再発行
- 「どうぶつ健康保険証」のお写真変更
- 「WebでEco!」のご登録

ご契約状況の確認

- ご契約内容の照会



ご利用の際には弊社発行のパスワードが必要となります。

上記URLへアクセス

証券番号・パスワードを入力してログイン

- 保険金請求受付メール……保険金請求を受付けたことをお知らせします。
- 保険金支払い手続き完了メール……保険金のお支払い手続きが完了したことをお知らせします。
※当メールの配信は、PCのメールアドレスを登録されている方が対象となります。



ご契約後に以下の事由が生じた場合には、弊社までご通知願います。

- ご契約者が住所を変更されたとき
- ご契約者が死亡されたとき
- 保険期間の途中でご契約のどうぶつを譲渡されるとき
- ご契約のどうぶつが死亡したとき など

弊社の連絡先

あんしん
サービスセンター

0800-888-8256
携帯電話・PHSからはこちらへ 03-6810-2314

受付時間: 平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

※ご利用のIP電話のご契約状況により、左記「0800」の番号にはつながない場合があります。
※サービス向上のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

第2章 保険金請求について

1 保険金をお支払いする場合

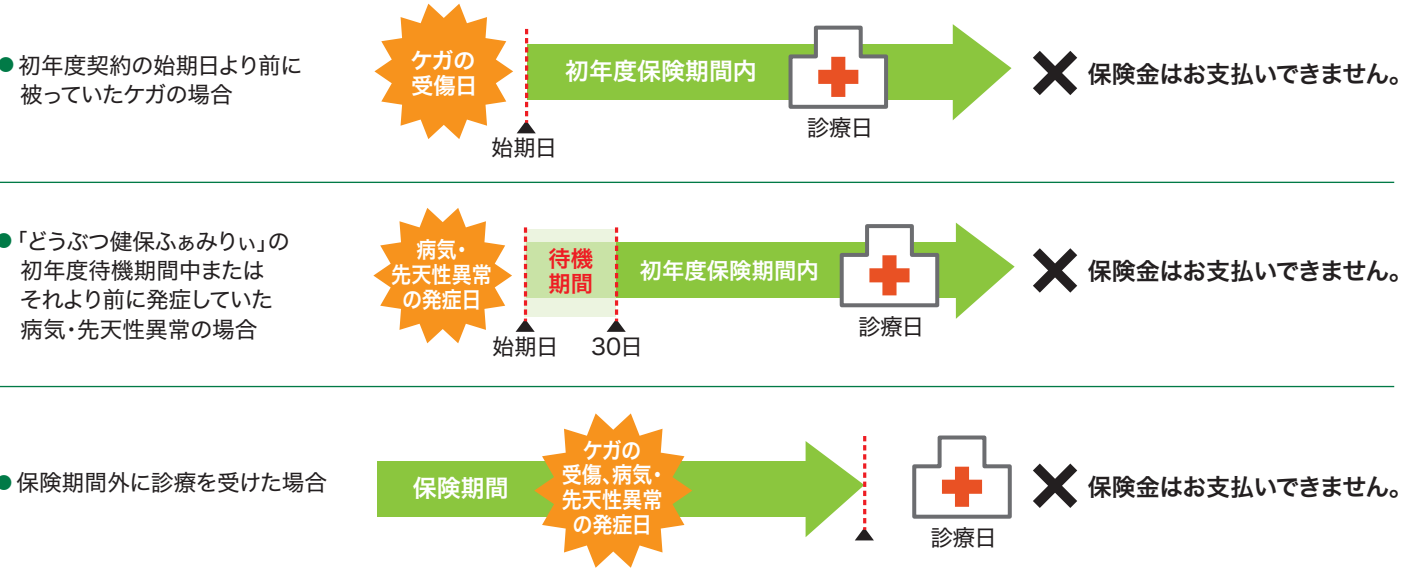
被保険者が負担された通院・入院および手術の診療費が、以下の両方にあてはまる場合は、その診療費に対して保険金を支払います。

- ご契約のどうぶつがケガ・病気を被ったことによる診療費であること
- 保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること

2 保険金をお支払いできない場合

1 保険金をお支払いできない主な場合

以下の場合、保険金をお支払いできませんので、全額自己負担をお願いします。



- ご契約いただいているどうぶつではない
- 保険料払込猶予期間内に保険料が支払われていない
- 診療日時点で保険契約が解約・解除・取消されている
- 契約者・被保険者により故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じたケガ・病気 等
- 地震、噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害が原因で生じたケガ・病気
- 普通保険約款 別表1（第3条第2項関係）にかかげる事由のいずれかによって負担した診療費 等

2 主な保険対象外の例

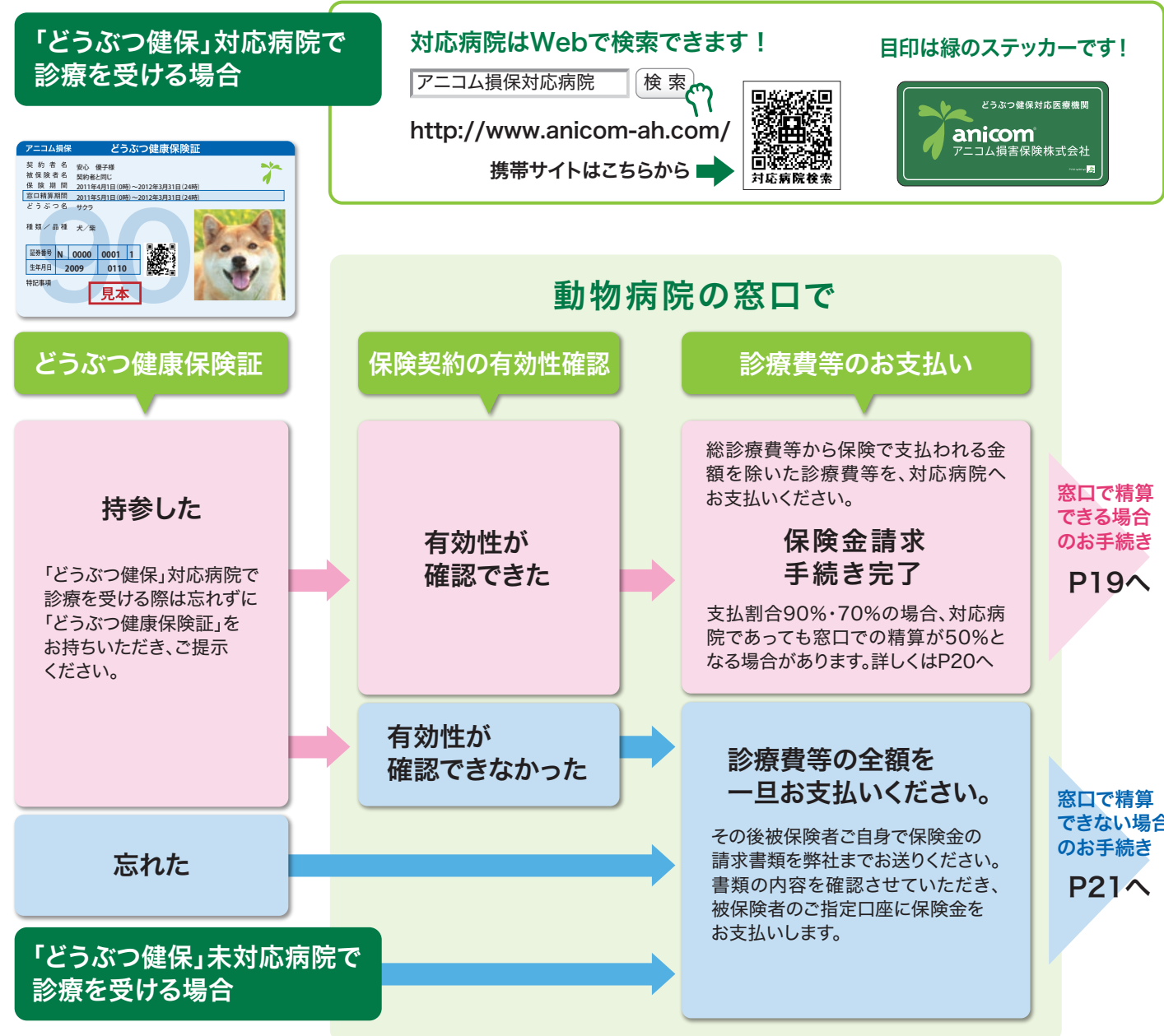
既往症・先天性異常 等	●ご契約の始期日より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常 等 ●始期日より後であっても、弊社が保険料を領収する前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常 等 ●特定傷病除外特約（「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄に記載）に該当するケガおよび病気・先天性異常 等
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	●犬パルボウイルス感染症 ●犬ジステンパーウイルス感染症 ●犬パラインフルエンザ感染症 ●犬伝染性肝炎 ●犬アデノウイルス2型感染症 ●狂犬病 ●犬コロナウイルス感染症 ●犬レプトスピラ感染症 ●フィラリア感染症 ●猫汎白血球減少症 ●猫カリシウイルス感染症 ●猫ウイルス性鼻気管炎 ●猫白血病ウイルス感染症 ただし、これらの病気の発症日がその予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合は、保険金をお支払いします。
交配にかかわる費用 等	家庭どうぶつの交配、妊娠、出産、早産、流産、帝王切開、人工流産ならびにそれらによって生じた症状およびケガ・病気 等
(保険制度運営上)ケガ・病気にあたらないもの	●去勢・避妊手術 等 ●停留睪丸、睫毛乱生、涙やけ、臍（サイ：へそ）ヘルニア、そけいヘルニア、肛門腺しぼり 等 ●乳歯遺残、歯石取り、うさぎの過長歯に起因するすべての処置（不正咬合を含む）等 ●耳掃除、爪切り、断耳、断尾 等
予防費用 等	●予防目的の診療費（狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防 等） ●マイクロチップの装着費用
検査費用	●健康診断費用 等 ●健康体に施す検査（症状を伴わない血液検査・糞便検査・フィラリア検査）費用 等
健康食品・医薬部外品 等	●入院中の食餌に該当しない食物および療食 ●動物病院内で処置に用いられるものを除くシャンプー（薬用シャンプーおよび医薬品シャンプーを含む）、イヤークリーナー（医薬品イヤークリーナーを含む） 等 ●獣医師が処方する薬事法上の医薬品以外のもの（健康補助食品（サプリメント）、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品、海外薬 等）
代替医療 等	中国医学（鍼灸を除く）、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法等代替医療および減感作療法 等
治療付帯費用 等	●時間外診療費、往診料（ただし、「どうぶつ健保べいびい」最初の1ヶ月間（支払割合100%期間）を除く） ●ペットホテルまたは預かり料、散歩料、文書作成料、動物病院に行かず薬剤のみ配達される場合の配達料、またはこれらの同種の費用 等 ●カウンセリング料、相談料、指導料 等 ●安楽死、遺体処置および解剖検査（死因分析） 等

など

ノミ・マダニ・ミミヒゼンダニ（ミミダニ）の駆除費用等は、寄生や炎症等の症状があり、治療の一環として院内で駆除を行う場合に予防薬の使用も含め、保険「対象」とします。ただし、予防目的や炎症等の症状がない場合、またお持ち帰りの予防薬等は保険「対象外」とします。

※詳しくは、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」別表1（第3条2項関係）をご覧ください。

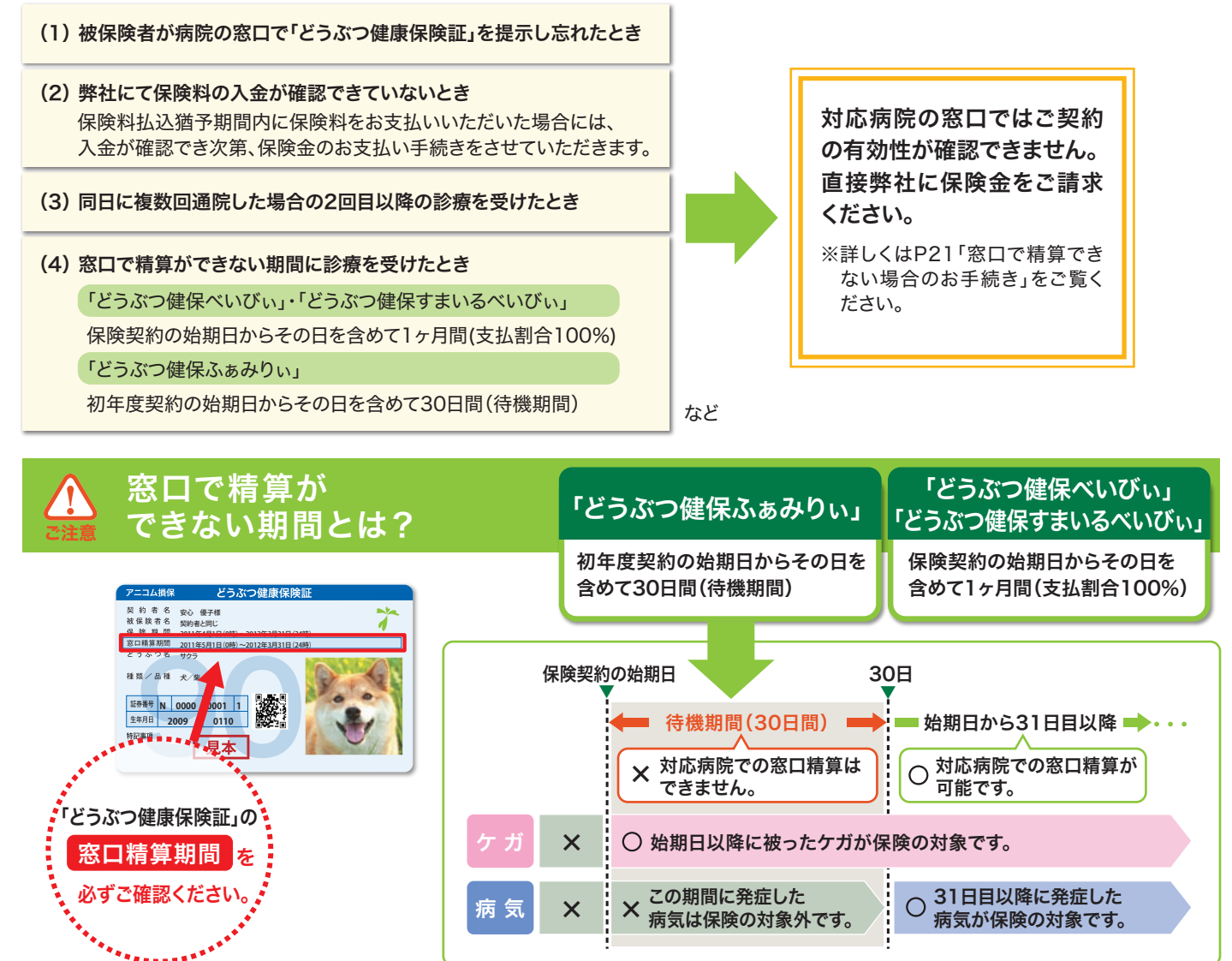
3 保険金請求手続きの流れ



4 窓口での精算に関する注意事項

保険契約の有効性が確認できない主な場合

「どうぶつ健保」対応病院で診療を受ける場合であっても、窓口で精算できない場合があります。この場合の保険金請求方法については、P21「窓口で精算できない場合のお手続き」をご覧ください。※有効性確認とは、対応病院が弊社に対してご契約が有効であるか、また、窓口での精算が可能な条件を満たしているかを確認することをいいます。



5 窓口で精算できる場合のお手続き

窓口で精算できる3つの条件

1

「どうぶつ健保」対応病院で
診療を受けること

2

窓口精算期間に
「どうぶつ健康保険証」を
病院の窓口で提示すること

3

病院の窓口で保険契約の
有効性が確認できること

1 「どうぶつ健保」対応病院で診療を受け、「どうぶつ健康保険証」を病院の窓口に表示し、
保険契約の有効性確認を受けてください。
ご提示いただかないと、有効性を確認できないため窓口で精算できません。

有効性確認とは、対応病院が弊社に対してご契約が有効であるか、
また、窓口での精算が可能な条件を満たしているかを確認することをいいます。



「どうぶつ健康保険証」をお忘れになった場合
保険契約の有効性確認ができなかった場合
▶ P21「窓口で精算できない場合のお手続き」をご覧ください。

保険金等受取実績は、
マイページでご確認いただけます。

ログイン
方法

<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>
上記URLへアクセス >> 証券番号・パスワードを入力してログイン

2 保険契約の有効性を確認後、病院の窓口で精算してください。

総診療費等から保険で支払われる金額を除いた診療費等を、対応病院へお支払いください。

支払割合 90%

アニコム健康 どうかつ健康保険証

姓 名 氏 名 山田 花子様

生 誕 年 月 日 2009年01月

保 険 種 別 2011年04月01日～2012年03月31日(24期)

保 険 期 間 2011年04月01日～2012年03月31日(24期)

どうぶつ名 サッパ

種別/品種 犬/柴

保険料 月 0000 0001 1

支払期日 2009 0110

特約記載

見本



支払限度額/限度日数(回数)

通院	1日あたり最高18,000円まで ※1年間にご利用できる日数は無制限です。
入院	
手術	1回あたり最高180,000円まで ※1年間にご利用できる回数は2回までです。

支払割合 70%

アニコム健康 どうかつ健康保険証

姓 名 氏 名 山田 花子様

生 誕 年 月 日 2009年01月

保 険 種 別 2011年04月01日～2012年03月31日(24期)

保 険 期 間 2011年04月01日～2012年03月31日(24期)

どうぶつ名 サッパ

種別/品種 犬/柴

保険料 月 0000 0001 1

支払期日 2009 0110

特約記載

見本



支払限度額/限度日数(回数)

通院	1日あたり最高14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は無制限です。
入院	
手術	1回あたり最高140,000円まで ※1年間にご利用できる回数は2回までです。

支払割合 50%

アニコム健康 どうかつ健康保険証

姓 名 氏 名 山田 花子様

生 誕 年 月 日 2009年01月

保 険 種 別 2011年04月01日～2012年03月31日(24期)

保 険 期 間 2011年04月01日～2012年03月31日(24期)

どうぶつ名 サッパ

種別/品種 犬/柴

保険料 月 0000 0001 1

支払期日 2009 0110

特約記載

見本



支払限度額/限度日数(回数)

通院	1日あたり最高10,000円まで ※1年間にご利用できる日数は無制限です。
入院	
手術	1回あたり最高100,000円まで ※1年間にご利用できる回数は2回までです。

診療費等の全額

保険の対象

対象外

90%

10% 対象外

保険で支払われる金額(保険金)

被保険者ご負担額

診療費等の全額

保険の対象

対象外

70%

30% 対象外

保険で支払われる金額(保険金)

被保険者ご負担額

診療費等の全額

保険の対象

対象外

50%

50% 対象外

保険で支払われる金額(保険金)

被保険者ご負担額

「どうぶつ健保べいびい」のご契約者および被保険者の方へ

保険契約の始期日からその日を含めて1ヶ月間は支払割合100%のため、上記保険金の限度額および手術の限度回数のご利用は、1年間ではなく1ヶ月間となります。

お手続き完了

以上のお手続きにより、対応病院の窓口で保険金のご請求手続きが完了します。
ただし、お手続き上不備がある場合や診療費のお支払い内容について不明点がある場合は、後日弊社より被保険者に確認のご連絡をさせていただく場合がありますのでご了承ください。



90%プラン・70%プランにご契約の方へ 対応病院であっても窓口での精算が50%となる場合があります。
その際は病院の窓口で、総診療費等から支払割合50%相当額を除いた診療費を一旦お支払いください。

〈支払割合90%の場合〉

保険で支払われる金額	
50%相当額	40%相当額

病院の窓口で一旦お支払い → 後日弊社より差額分をお支払い

〈支払割合70%の場合〉

保険で支払われる金額	
50%相当額	20%相当額

病院の窓口で一旦お支払い → 後日弊社より差額分をお支払い

支払割合90%・70%との差額分につきましては、弊社が対応病院からの診療報告を受付けた日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に直接お支払いします。また、被保険者ご自身で保険金の請求書類を直接弊社にお送りいただいた場合も、同様にお支払いします。ただし、保険金のお支払いにあたり確認事項がある場合は、確認完了次第のお支払いとなりますのでご了承ください。

6 窓口で精算できない場合のお手続き

窓口で精算できない場合の具体例

●対応病院窓口で保険契約の有効性が確認できない場合

※有効性が確認できない場合については、P18をご覧ください。

●他に提出書類が必要となる場合

適切にワクチンなどの予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の診療を受けた場合には、「発症日より前に接種したワクチン証明書のコピー」をご提出ください。また、獣医師の判断により予防措置を講じることができなかった場合には、「獣医師の診断書・証明書のコピー」をご提出ください。

※診療明細書(または領収書)の控えが必要な場合には、ご自身でコピーの上お手元に保管をしていただきますようお願いいたします。

●「どうぶつ健保」未対応病院で診療を受ける場合

●その他

- (1)入院の場合で、入院期間がご契約の保険期間外にかかっているとき(次年度もご継続いただいている場合を含みます。)
- (2)夜間など緊急で来院され、診療日当日に保険契約の有効性が確認できなかったとき
- (3)病院の会計システムの都合で窓口での精算ができないとき(1回の入院にかかる診療費を2回以上に分けて支払いをする場合等を含みます。)

保険金請求方法について

1 動物病院の窓口で診療費等の全額を一旦お支払いください。

2 診療後、診療明細書(または領収書)を必ずお受取りください。

動物病院での診療後、被保険者ご自身で請求書類を作成し弊社へお送りいただきます。診療日から30日以内(入院の場合は退院日より30日以内)に保険金請求書類をお送りください。

診療明細書(原本)

1 診療明細書
安心、電子、サクラ

2 2011/10/7

3 診療項目(内容)

診療項目	単価	数量	金額
初診料	¥500	1	¥500
レントゲン検査	¥1,000	1	¥1,000
内服薬	¥1,200	1	¥1,200

お支払
次回来院日は○月○日です。

小計 ¥2,700
消費税 ¥135
請求額合計 ¥2,835

7 発症日 2011/10/7

領収書(原本)

1 サクラちゃん

2 領収書

3 2011年 10月 7日

4 金額 ¥2,835

5 再診料 500円

6 レントゲン検査 1,000円

7 内服薬 1,200円

8 小計 ¥2,700

9 消費税 ¥135

10 請求額合計 ¥2,835

11 発症日 2011/10/7

必ず以下が記載されているか確認してください。保険金請求手続きに必要な項目となりますので、不足している項目がある場合は余白または裏面に、動物病院でご記入いただくか被保険者ご自身でご記入ください。

1 被保険者名

2 どうぶつ名 (病院名・電話番号)

3 動物病院情報

4 内訳

5 診療日

6 診断名もしくは症状名

7 受傷日/発症日

注意

保険金請求書とともに送っていただく
診療明細書(または領収書)の必要枚数

重要

「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合、「手術用診断書」が必要です。
「手術用診断書」と弊社における手術の定義につきましては、P24をご覧ください。

(1)通院 → 1日の通院ごとに1枚

(2)入院 → 1回の入院ごとに1枚 ※退院後にまとめてご請求ください。

(3)手術 → 1日の通院または1回の入院と合わせて1枚

3 被保険者ご自身で保険金請求書(兼医療照会同意書)を記入してください。

※1ヶ月間に複数回にわたって診療を受けた場合は、1枚の保険金請求書にまとめてご記入ください。詳しい記入方法についてはP23をご覧ください。

4 保険金請求書と診療明細書(または領収書)を封筒に入れて、ポストへ投函してください。

保険金請求書

+

診療明細書(原本)
または
領収書(原本)

+

手術用診断書(原本)

「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合のみ必要です。

保険金請求書類の送付先

●P28の(料金後納用紙)をコピーして定形封筒に貼付してください。
●料金後納用紙に印字された郵便番号と異なりますが、ご自身で送料を負担される場合は、下記の番号を記載してください。

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F
アニコム損害保険株式会社 給付調査部 宛

5 請求に必要な事項が記載されたすべての書類が弊社に到着した日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる右記の場合につきましては、それぞれの日数を経過するまでに保険金をお支払いします。
※診療後、日数が経過してからのご請求につきましては、お支払いに通常より時間がかかる場合があります。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

支払割合 90%

支払限度額/限度回数(回数)

通院	1日あたり最高18,000円まで ※1年間にご利用できる日数は無制限です。
入院	1日あたり最高18,000円まで ※1年間にご利用できる日数は無制限です。
手術	1回あたり最高180,000円まで ※1年間にご利用できる回数は2回までです。

診療費等の全額一旦全額お支払いください。

保険の対象	対象外
90%	10% 対象外
保険で支払われる金額(保険金)	被保険者ご負担額

必要書類を取りそろえの上、弊社に直接ご請求ください。

支払割合 70%

支払限度額/限度回数(回数)

通院	1日あたり最高14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は無制限です。
入院	1日あたり最高14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は無制限です。
手術	1回あたり最高140,000円まで ※1年間にご利用できる回数は2回までです。

診療費等の全額一旦全額お支払いください。

保険の対象	対象外
70%	30% 対象外
保険で支払われる金額(保険金)	被保険者ご負担額

必要書類を取りそろえの上、弊社に直接ご請求ください。

支払割合 50%

支払限度額/限度回数(回数)

通院	1日あたり最高10,000円まで ※1年間にご利用できる日数は無制限です。
入院	1日あたり最高10,000円まで ※1年間にご利用できる日数は無制限です。
手術	1回あたり最高100,000円まで ※1年間にご利用できる回数は2回までです。

診療費等の全額一旦全額お支払いください。

保険の対象	対象外
50%	50% 対象外
保険で支払われる金額(保険金)	被保険者ご負担額

必要書類を取りそろえの上、弊社に直接ご請求ください。

「どうぶつ健保べいびい」のご契約者および被保険者の方へ

保険契約の始期日からその日を含めて1ヶ月間は支払割合100%のため、上記保険金の限度額および手術の限度回数のご利用は、1年間ではなく1ヶ月間となります。

第2章 保険金請求について

22

21

7 保険金請求書ご記入時の注意点

契約内容の確認

アニコム損保 どうぶつ健康保険証

③ 契約者名 ④ 被保険者名
① 証券番号
② どうぶつ名

① 証券番号 N 0000 0001 I
② どうぶつ名 2009 0110
③ 契約者名
④ 被保険者名

見本

「どうぶつ健康保険証」

- ①証券番号
- ②どうぶつ名
- ③契約者名
- ④被保険者名

① 証券番号

② どうぶつ名

③ 契約者名

④ 被保険者名

他の保険契約

保険期間と診療日を確認していただいた上で、「どうぶつ健康保険証」と同一の内容をご記入ください。

万が一、相違がある場合にはお客様を特定できず、お支払手続きが滞る場合があります。

弊社以外で契約している他の保険会社に請求される方へ

必ず保険会社、商品名、保険期間、証券番号をご記入ください。

保険金受取口座のご指定

① 保険金受取口座

ご契約時(ご継続時)に「保険金受取口座」をご登録いただいている場合のみ指定できます。口座情報はご記入いただく、①に○印をつけてください。

② 保険料振替口座

保険料の支払方法が「口座振替」の場合のみ指定できます。保険料のお支払に指定している口座へ保険金をお振込みします。口座情報はご記入いただく、②に○印をつけてください。

③ その他

その他の口座をご希望の場合はご記入をお願いします。なお、ご記入がない場合は、弊社で確認できる口座にお支払いします。

⚠️ 注意
ゆうちょ銀行の場合、必ず通帳の表紙を開けた左上に記載されている記号*、番号をご記入ください。
*1から始まり0で終わる5ケタの数字です。

記号 10000 12345671
お名前 アンシン ユウコ 様
おとこ (振替番号 000-0000)

ペット保険 保険金請求書(兼医療照会同意書)

●コピーしてご使用ください。●ご記入方法は「ご契約のしおり(兼 保険金請求方法のご案内)」P23をご覧ください。

アニコム損害保険株式会社 御中 保険金請求書の内容に相違ないことを確認の上、【個人情報利用目的】および【医療照会】に同意し、以下の診療について関係書類と関係する保険について少額短期保険業者を含む保険会社間やアニコムグループ内での確認を含め、ご記入ください。ご記入の際は、ご記入の項目に記入いただく必要はありません。

【個人情報利用目的】お預かりの個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事業関係の目的)と関係する保険について少額短期保険業者を含む保険会社間やアニコムグループ内での確認を含め、ご記入ください。ご記入の際は、ご記入の項目に記入いただく必要はありません。

【医療照会】当社(当社が指定する者を含む)は事業遂行を行うために、関係者(医療機関関係者を含む)等に対し、保険金請求のあった診療に関する情報の提供(治療、検査、経過観察等)の必要に応じて関係者に必要な情報を提供することがあります。

証券番号 フリガナ どうぶつ名 ちゃん
契約者名 フリガナ 被保険者名
平日昼間連絡先 ー ー 保険証券等記載の被保険者との続柄
他の保険契約 ー ー 保険期間 年 月 日～ 証券番号
商品名 年 月 日まで

①～③いずれかを指定してください。
① 保険金受取口座を指定する。 ② 保険料振替口座を指定する。 ③ その他 (①以外の口座に振込みをご希望の場合は以下へご記入ください。)

口座名義人(預金者の名前) フリガナ
ゆうちょ銀行以外(銀行、信用金庫、信用組合、農協、信託、労働金庫、金融機関コード) 店コード
ゆうちょ銀行 1 6 6 3 4 通帳記号 1 0 通帳番号

請求内容の確認

① 動物病院でお受け取りの診療明細書(または領収書)をご覧ください。診療明細書(または領収書)に記載のない項目については、動物病院にご確認の上、被保険者自身でご記入ください。

診療日	診断名もしくは症状名	受傷日/発症日	同じ日に2回以上の診療を受けましたか?
20 11 年 10 月 7 日～ 年 月 日	咳、嘔吐、下痢	20 11 年 10 月 3 日頃	はい いいえ
20 年 月 日～ 年 月 日		20 年 月 日頃	はい いいえ
20 年 月 日～ 年 月 日		20 年 月 日頃	はい いいえ
20 年 月 日～ 年 月 日		20 年 月 日頃	はい いいえ
20 年 月 日～ 年 月 日		20 年 月 日頃	はい いいえ
20 年 月 日～ 年 月 日		20 年 月 日頃	はい いいえ

2 動物病院でお受け取りの診療明細書(または領収書)に、以下5点の記載があるか確認してください。

記載のない項目については、動物病院にご確認の上、被保険者自身で診療明細書の余白にご記入ください。

① 被保険者 ② どうぶつ名 ③ 動物病院情報 ④ 内訳 ⑤ 診療日

※詳しい入力方法につきましては、以下をご参照ください。
●「ご契約のしおり(兼保険金請求方法のご案内)」P21
●アニコム損保ホームページ「ご契約者様へ/保険金のご請求」

【診療明細書例】

3 90%プラン・70%プランにご契約の方のみご記入ください。

「どうぶつ健保」対応病院の窓口で、保険の対象となる診療費の50%相当額を精算済みの場合は「済」に○をつけ、日付もあわせてご記入ください。※複数日ある場合は、すべてご記入ください。
(例) 病院の窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示し、保険の対象となる診療費の50%相当額を差し引いた額を支払った場合⇒「済」に○印をつける。

20 年 月 日 20 年 月 日
20 年 月 日 20 年 月 日
20 年 月 日 20 年 月 日

保険金請求書類の送付先 ●(料金後納用紙)をコピーして定形封筒に貼付してください。〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アミノビル2F アニコム損害保険株式会社 給付調査部 宛
●ご自身で送料を負担される場合は、こちらまで

あんしんサービスセンター 0800-888-8256 携帯番号 PHSからはこちらへ 03-6810-2314
受付時間:平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30 ※サービス向上のため、連絡内容を録音させていただきます。

MK007-1108-10

請求内容の確認

診療日

診療日……動物病院に行った日

お送りいただく診療明細書(または領収書)と一致していますか。

通院の場合 左側に通院日をご記入ください。
(例)2011年10月1日～ 年 月 日
入院の場合 入院期間をご記入ください。
(例)2011年10月2日～ 2011年10月3日

診断名もしくは症状名

診療明細書(または領収書)をご覧ください。

受傷日/発症日

受傷日……ケガをした日
発症日……病気の症状が現れた日

日付が明確でない場合は、時期をご記入ください。
(例)2011年10月上旬

同じ日に2回以上の診療を受けましたか?

「はい」に○印をつけてください。
(例1)10月7日に通院しました。同日に再度通院し、いずれも病院で全額を支払いました。
(例2)10月7日に通院し、対応病院の窓口で精算しました。同日に再度通院し全額を支払いました。

「診療明細書(または領収書)」に右の記載があるかご確認ください。

① 被保険者名 ② どうぶつ名 ③ 動物病院情報
④ 内訳 ⑤ 診療日

90%プラン・70%プランにご契約の方へ

重要

「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合、「手術診断書」が必要です。

保険金請求書と診療明細書(または領収書)に加えて、P29の手術用診断書をコピーして記入を依頼してください。

診療を受けられた動物病院で、すべての項目を記入いただけてください。同等の内容であれば、動物病院発行の診断書をご利用いただけます。
※文書作成料は被保険者のご負担となります。

アニコム損保における「手術」の定義

- (1) 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)
- (2) 全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道・胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

手術用診断書 P29をコピーしてご利用ください。

マイページをぜひご利用ください。

保険金等受取実績をご確認いただけます。

各種書類のダウンロード

- 保険金請求書(兼医療照会同意書)
- 手術用診断書
- 料金後納用紙

ログイン方法

<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>
上記URLへアクセス >> 証券番号・パスワードを入力してログイン

8 ペット賠償責任特約について

ペット賠償責任特約は、主契約に付帯できる特約です。この特約が適用されているかは、「ご契約内容のお知らせ」または「Web保険証券」等でご確認ください。

「Web保険証券」は、マイページでご確認いただけます。

■ログイン方法 <https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>
上記URLへアクセス >> 証券番号・パスワードを入力してログイン

1 保険金をお支払いする場合

ご契約いただいているどうぶつが日本国内において、他人*¹や他の動物に噛みついたりすること等によってケガ等の身体障害を負わせたり、他人の財物を損壊する被害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、普通保険約款およびペット賠償責任特約の定めに従い保険金をお支払いします。ただし1事故につき、お支払限度額・被保険者自己負担額(免責金額*²)が設定されていますので、保険証券等でご確認ください。

*1 他人とは、ペット賠償責任特約第1章「用語の説明(3)他人」に定めるご契約者および被保険者にあてはまらない方をいいます。

*2 支払限度額の範囲で、免責金額(3,000円)を超過する損害額が保険金のお支払額になります。

2 保険金をお支払いできない主な場合

賠償責任が発生しない場合	被保険者および被保険者と同一生計を営む同居の親族、別居の未婚の子等が法律上の賠償責任を負わない場合	ドッグラン参加犬同士の衝突による受傷の場合 ドッグラン参加中の犬同士の衝突により受傷した場合は、衝突した犬の飼い主である被保険者側には通常過失が認められません。受傷した犬(相手の犬)に対する法律上の賠償責任を負担しない場合には、保険金のお支払いができません。 ご契約のどうぶつが被保険者以外の方の管理下にある場合 被保険者以外の方にご契約のどうぶつを預けたり、散歩をしている場合には、その方の過失により発生した事故は、通常被保険者には法律上の損害賠償責任が発生せず、 <u>保険金のお支払いができないことがあります。</u>
賠償責任が発生してもお支払いできない場合	●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ●被保険者および被保険者と同居する親族に対する賠償責任	

3 賠償責任事故発生時のお手続き

- STEP 1**

賠償責任事故の発生を弊社まですみやかに通知してください。

事故が発生した場合、すみやかに弊社あんしんサービスセンターまでご連絡ください。賠償責任事故の受付と保険金請求手続きのご案内をいたします。
- STEP 2**

被害者との示談前に弊社と打合わせをしてください。

被害者との示談解決については、示談締結前に必ず弊社の保険金支払担当者と打合わせをしてください。事前のご連絡や打合わせがなく示談解決された場合は、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

⚠️ 示談交渉(示談代行)について

ペット賠償責任特約においては、弊社担当者が被保険者に代わって、直接被害者等(損害賠償請求者)との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行はできませんのでご注意ください。賠償責任の有無、賠償額等について、担当者より被保険者にアドバイスをさせていただきます。

※詳しくは、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。

Q&A (保険金請求について)

Q1 「保険金請求書(兼医療照会同意書)」は数日分を1枚にまとめられるの?

A 診療後30日以内であれば、複数の診療分をまとめてご請求いただくことが可能です。ただし、お送りいただく診療明細書(または領収書)は、1日の通院ごとまたは1回の入院ごとに1枚です。なお、「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受けられた場合はP29の「手術用診断書」も必要です。

Q2 1日に2回通院した場合、1日の支払限度額はいくらになるの?

A 同日に複数回通院した場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。

(例) 支払割合90%の場合

10/1 通院2回	午 前	午 後
保険の対象となる診療費	16,000円	5,000円
支払割合90%	16,000円 × 90% = 14,400円	5,000円 × 90% = 4,500円
	14,400円 + 4,500円 = 18,900円	
1日の通院の支払限度	18,000円まで	
お支払いする保険金	18,000円	

Q3 必要な書類を送ってから保険金を受け取るのにどれくらいの日数がかかるの?

A 請求に必要な事項が記載されたすべての書類が弊社に到着した日から、その日を含めて30日以内に保険金請求書にてご指定いただいた被保険者の口座に保険金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超過して特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

Q4 「保険金請求書(兼医療照会同意書)」に署名する被保険者名とは誰のこと?

A 保険の補償を受けられる方をいいます。被保険者は保険証券等記載の被保険者(以下「本人」といいます。)のほか次の方をいいます。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

Q5 2泊3日で入院した場合、入院日数は2日? 3日? そのときに手術を受けたら、支払限度額はなるの?

A 入院3日と数えます。

(例) 支払割合70%の場合

●入院日数

2泊3日→**入院日数:3日**

●手術を伴う場合、通院もしくは入院がセットとなりそれぞれの支払限度額を合算して適用します。

入院3日+手術1回の限度額を合算 ➡ **最大で182,000円までお支払いできます。**

退院日も入院扱となります。

Q6 夜間専門病院で診療し、診療中に午前0時を越えた場合は入院2日?

A 夜間専門病院での診療について、診療中の午前0時を超えた場合でも入院2日とはなりません。夜間専門病院の場合は、診療中に夜間専門病院の診療時間を越えた場合に入院2日となります。

Q7 歯周病となり通院し、治療として全身麻酔下で抜歯と歯石除去をした。診察料や内服薬等をあわせても18,000円だったが、手術の回数は適用されるの?

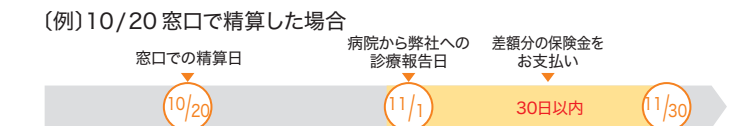
A 「手術」の定義*に該当し、かつ通院もしくは入院の支払限度額を超えない場合は、手術の回数を適用せず通院もしくは入院日数のみを適用します。
*「手術」の定義につきましては、P24をご覧ください。

(例) 支払割合70%の場合

保険の対象となる診療費	18,000円
支払割合70%	18,000円 × 70% = 12,600円
1日の通院の支払限度	14,000円まで
お支払いする保険金	12,600円

Q8 90%プランを契約しているが、対応病院の窓口での精算が50%だった場合、差額の保険金はいつ支払われるの?

A 弊社が対応病院からの診療報告を受付けた日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に差額分の保険金を直接お支払いします。また、被保険者ご自身で保険金のご請求書類を直接弊社にお送りいただいた場合も、同様にお支払いします。



※保険金のお支払いにあたり確認事項がある場合は、確認完了次第のお支払いとなりますのでご了承ください。

ペット保険 保険金請求書（兼医療照会同意書）

●コピーしてご使用ください。●ご記入方法は「ご契約のしおり（兼 保険金請求方法のご案内）」P23をご覧ください。



アニコム損害保険株式会社 御中 保険金請求書の内容に相違ないことを確認の上、【個人情報利用目的】および【医療照会】に同意し、以下の診療について関係書類とともに保険金を請求します。保険金は以下の指定口座に振込んでください。口座への振込みをもって保険金を受領したものと認めます。

【個人情報の利用目的】

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する保険について少額短期保険業者を含む保険会社間やアニコムグループ内での確認を含む）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービス提供の提供・案内を行うために利用させていただきます。

【医療照会】

当社（当社が指定する者を含む）は事実確認を行うために、関係者（医療機関関係者を含む）等に対し、保険金請求のあった診療に関する情報の提供（治療、検査、関連するほかの診療等に関する説明を含む）を求めることがあります。

証券番号									どうぶつ名	ちゃん
フリガナ	フリガナ									
契約者名	被保険者名									印
平日間連絡先	－									別居の未婚の子
他の保険契約	保 險 会 社									本人・配偶者
他のペット保険契約等を併結している場合にのみご記入ください。	商品名									同居の親族
	保 險 期 間									証 券 番 号
	年 月 日 ～ 年 月 日まで									

①～③いずれかを指定してください。

ご記入がない場合は、弊社で確認できる口座にお支払いします。

ご注意

口座名義人（預金者のお名前）	フリガナ	銀行	支店	預金種類	口座番号
ゆうちょ銀行以外金融機関		信用金庫・信用組合 農協・漁協・労金	出張所 本店	①普通預金 ②当座預金 (総合口座)	
ゆうちょ銀行	種目コード	166	通帳記号 (注)支店番号では ありません。	34	0

1 動物病院でお受け取りの診療明細書（または領収書）をご覧ください。

診療明細書（または領収書）に記載のない項目については、動物病院にご確認の上、被保険者自身でご記入ください。

診療日	診断名もしくは症状名	受傷日 / 発症日	同じ日に2回以上の診療を受けましたか？
※通院の場合は左側に通院日を、入院の場合は入院期間をご記入ください。 《記入例》 20 11 年 10 月 7 日～ 年 月 日	咳、嘔吐、下痢	受傷日…ケガをした日 発症日…病気の症状が現れた日	はい いいえ
20 年 月 日～ 年 月 日		20 11 年 10 月 3 日頃	はい いいえ
20 年 月 日～ 年 月 日		20 年 月 日頃	はい いいえ
20 年 月 日～ 年 月 日		20 年 月 日頃	はい いいえ
20 年 月 日～ 年 月 日		20 年 月 日頃	はい いいえ
20 年 月 日～ 年 月 日		20 年 月 日頃	はい いいえ
20 年 月 日～ 年 月 日		20 年 月 日頃	はい いいえ
20 年 月 日～ 年 月 日		20 年 月 日頃	はい いいえ

2 動物病院でお受け取りの診療明細書（または領収書）に、以下5点の記載があるか確認してください。

記載のない項目については、動物病院にご確認の上、被保険者自身で診療明細書の余白にご記入ください。

- ① 被保険者 ② どうぶつ名 ③ 動物病院情報 ④ 内訳 ⑤ 診療日
- ※詳しい手続方法につきましては、以下をご参照ください。
- 「ご契約のしおり（兼保険金請求方法のご案内）」P21
 - アニコム損保ホームページ「ご契約者様へ／保険金のご請求」

3 90%プラン・70%プランにご契約の方のみご記入ください。

「どうぶつ健保」対応病院の窓口で、保険の対象となる診療費の50%相当額を精算済の場合は「済」に○をつけ、日付もあわせてご記入ください。※複数日ある場合は、すべてご記入ください。
(例) 病院の窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示し、保険の対象となる診療費の50%相当額を差し引いた額を支払った場合⇒「済」に○印をつける。

20 年 月 日	済	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日
20 年 月 日	未済	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日

保険金請求書類の送付先

●（料金後納用紙）をコピーして定形封筒に貼付してください。

●ご自身で送料を負担される場合は、こちらまで

0800-888-8256

受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30 ※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

あんしんサービスセンター

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アニコム損害保険株式会社 給付調査部 宛

03-6810-2314

携帯電話・PHSからはこちらへ

※ご利用のP電話のご契約状況により、左記「0800」の番号にはつながらない場合があります。



MK007-1108-10

保険金請求書（兼医療照会同意書）

コピーしてご利用ください。

保険金請求書類送付時の料金後納用紙

保険金請求書類をお送りいただく際は、コピーして定形封筒に貼付してください。

料金受取人払郵便

落合支店 承認 7111

差出有効期間 平成25年3月31日まで
〔切手不要〕

1618790

東京都新宿区下落合 1-5-22 アリミノビル 2F

アニコム損害保険株式会社

給付調査部 宛

アニコム損害保険株式会社 御中

手術用診断書

アニコム損保における「手術」の定義

(1) 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)

(2) 全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

フリガナ

被保険者名

どうぶつ名

診断名(傷病名)および症状

主要症状(主訴)ならびに治療内容

〒

住所

種類

受傷または発症の原因
(被保険者の申告内容をご記入ください。)

大

猫

鳥

うさぎ

フェレット

20

年

月

日

20

年

月

日

事故(受傷)日
発症日

紹介医療機関名 (他医療機関からの紹介で来院の場合)

全身麻酔

局所麻酔

鎮静

切除有

切開有

切除有

今回の傷病に
関して行った
手術の内容

(手術日 20 年 月 日)

入院治療

(入院期間 20 年 月 日 ~ 月 日 日間)

通院治療

(通院期間 20 年 月 日 ~ 月 日 日間)

20 年 月 日

治療

継続

中止

転医

死亡

医療機関名

所在地

電話番号

担当獣医師名

フルネームサインまたは捺印

他に発行の診断書の有無と発行先・・・発行(有・無)、保険会社等の名称()

上記のとおり診断します。 20 年 月 日

犬

猫

手術用診断書 コピーしてご利用ください。



マイページを
ぜひご利用ください。

保険金等受取実績等をご確認いただけます。

「保険金請求手続き状況の確認」機能を追加しました！
保険金の請求受付からお支払いまでの進捗状況を確認いただけます。

各種書類の
ダウンロード

- 保険金請求書(兼医療照会同意書)
- 手術用診断書
- 料金後納用紙

ログイン
方法

<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>

上記URLへアクセス >> 証券番号・パスワードを入力してログイン



メールアドレスを
ぜひご登録ください！

弊社では、メール配信サービスを行なっています。

- 保険金請求受付メール
保険金請求を受付けたことをお知らせします。
- 保険金支払い手続き完了メール
保険金のお支払い手続きが完了したことをお知らせします。

※当メールの配信は、PCのメールアドレスを登録されている方が対象となります。

きりとり線

MK006-1006-07

※同等の内容であれば、動物病院発行の診断書をご利用いただけます。